

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

現在、国において、水質汚濁防止法に基づく特定事業場からの六価クロム化合物の排水基準等を強化するための省令等改正手続が進められていることから、これを踏まえて、府独自の排水基準等を規定する「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」及び「京都府環境を守り育てる条例施行規則」に係る改正の検討を行う。

2 六価クロム化合物の排水基準等

(1) 「水質汚濁防止法」の規定

最新の科学的知見に基づき、六価クロム化合物の排水基準等強化
(令和6年4月施行予定)

- 排水基準 [現行] 0.5mg/L ⇒ [改正案] 0.2mg/L
- 地下浸透基準 [現行] 0.04mg/L ⇒ [改正案] 0.01mg/L

(2) 「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」の規定

- 排水基準 [現行] 0.25 又は 0.4mg/L ※法定排水基準への上乗せ

(3) 「京都府環境を守り育てる条例施行規則」の規定

条例規制対象事業場に適用する基準

- 排水基準 [現行] 0.25、0.4 又は 0.5mg/L
- 地下浸透基準 [現行] 全クロム（六価クロム化合物を含む）として0.02mg/L

3 スケジュール（予定）

令和5年7月	府環境審議会へ諮問、同審議会環境管理部会で審議
9月	府議会へ概要を報告
11月	環境審議会環境管理部会で中間案を審議
12月	府議会へ中間案を報告、パブリックコメント実施
令和6年1月	府環境審議会から答申
2月	府議会に条例一部改正案提案
3月	条例等の一部改正（4月施行）